

令和5年3月1日

関係各位

社会福祉法人 清明会

理事長 齋藤 吉彦

### 令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について

日頃より当法人の運営に多大なるご理解とご支援を賜り、誠に有難うございます。

さて、令和5年2月10日厚労省より発出された『マスク着用の考え方の見直し等について』により、令和5年3月13日以降のマスク着用については、現行の着用の推奨から個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることが基本として示されております。

その一方で、高齢者等重症化リスクが高い方とかかわる場面では、引続きマスク着用が推奨されております。

その為、当法人におけるマスク着用の取扱いについては現行通りとし、各施設へ入る際は、マスク着用の義務付けと検温、さらにアルコールによる手指消毒の実施を継続させていただきます。

関係者の皆様には、ご迷惑をお掛け致しますが、ご利用者様の安心・安全な生活の為、ご理解の程、宜しくお願い致します。